

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 78 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2021 年 11 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

職場調査における公正な手続き（バイアス）



バイアスとは、特定の人やグループに対する偏見のことですが、通常、このような偏見は、これら当事者にとって不公平な結果をもたらす得ます。職場調査においてバイアスがあると、調査による事実認定やそれに基づく判断が不公正なものとなされ、その後のプロセスにまで影響を及ぼしかねません。そこで、職場において問題が発生した場合には、適正に職場調査を実施した上で、公正な判断を下すことが重要となりますが、とりわけ、職場調査の判断権者にバイアスがないことを確保することは、職場調査の正確性や信頼性を保つうえで非常に重要なこととなります。

バイアスの問題は職場調査の最初から考慮するべき問題であり、職場調査において常に監視していくことが重要になります。

本稿では、職場調査におけるバイアスの内容、バイアスが認められた裁判例、バイアスを防ぐ方法などについて紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

その他の注目のトピック

「グリーン」な水素産業の発展支援（水素事業）

現在、日本を含め、シンガポールや韓国などオーストラリアの主要な貿易相手国は、エネルギーの未来、特に二酸化炭素排出量の削減のために、水素を重要視しています。

このような状況下、ニューサウスウェールズ州は、既存の技術、インフラ、再生可能エネルギー資源を活用して、この急速に成長する産業で世界に先駆ける存在になりたいと考えており、先日、ニューサウスウェールズ州を世界で最も魅力的な再生可能水素製造地域のひとつにすることを目的とした「ニューサウスウェールズ水素戦略」（NSW Hydrogen Strategy）を発表しました。

ニューサウスウェールズ州政府は、少なくとも 800 億ドルの民間投資を誘致し、2030 年までにニューサウスウェールズ州の経済を 6 億ドル以上成長させ、最大 1 万人の雇用を創出することを目指しています。

本稿では、投資誘致の競争が激化しているオーストラリア市場における、本水素戦略の概要、他州の水素戦略について紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

商用施設リースに関連する紛争とその決定から導かれるポイント （COVID-19）

2020 年の COVID-19 パンデミックへの対応として採択された「全国的行動規範（National Code of Conduct）」によって、COVID-19 に起因するリース関連紛争に対する一連の救済策と解決プロセスが示され、オーストラリアの各州や準州の紛争解決機関において、商用施設に関する紛争が審理されるにあたって「全国的行動規範」の適用に関する様々な判断が下されています。

本稿では、商用施設に関して、「全国的行動規範」の適用に関する州や準州での決定から見いだせるポイント、「全国的行動規範」と各州の法令の関係、実際の紛争から下された個別の紛争機関の判断内容について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説 〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。第 2 版は、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

Virtus による Adora 買収の仮差止命令（企業結合規制）

2021 年 10 月 25 日、連邦裁判所は、体外受精サービスの大手プロバイダーである Virtus Health（**Virtus**）による Adora Fertility（**Adora**）買収の実行を差し止める仮差止命令を出しました。

本仮差止めは、Virtus らが ACCC による競争法上の買収審査の完了を待たずして買収を完了させる意向を明らかにしたため、オーストラリア競争・消費者委員会（**ACCC**）によって求められたものです。

オーストラリアでは、現行法上、企業結合取引について事前に ACCC に届出を行って承認を受けることが義務化されていません。しかしながら、競争・消費者法（Competition and Consumer Act 2010 (Cth)）第 50 条に違反する買収行為は広く一般的に禁じられていますので、そのような可能性のある買収を実行すれば、本件のように ACCC から訴えられて買収取引が土壇場でとん挫するリスクがあります。

本稿では、オーストラリアの競争法に基づく企業結合規制の概要を説明した上で、本仮差止命令の概要について紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

ワクチン接種義務化政策（西オーストラリア州）

西オーストラリア州政府は、予想される COVID-19 の地域感染に備えて、西オーストラリア州の大部分の職業と労働力に対するワクチン接種義務化政策を段階的に導入することを発表しました。

この政策は、現在の義務化を強化し、次に義務化される産業グループをカバーするとともに、ロックダウンや同様の制限が行われた場合に、その他の重要な労働者が働くことを許可されるためにワクチン接種を義務化するものです。

本稿では、既にワクチン義務化が発表されている産業グループ、本政策の内容やその対象となる産業グループなどについて概説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

プレリリースされた最近のディールのご紹介

三菱地所様による One Sydney Harbour プロジェクトへの参画

三菱地所様が One Sydney Harbour Residences Two プロジェクトに参画するにあたり、弊所がリーガル面でサポートさせていただきました。詳しくは、以下リンク先をご参照ください。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

新生銀行様による Latitude Financial Group 株式取得

新生銀行様が Latitude Financial Group の株式 9.95%（3 億ドル）を取得するにあたり、弊所がリーガル面でサポートさせていただきました。詳しくは、以下リンク先をご参照ください。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナーのご報告

講演のご報告：「FIRB 承認申請実務（2021 年改正法施行後の動向と注意点）」（2021 年 8 月 31 日）

加納弁護士が、2021 年 8 月 31 日に「FIRB 承認申請実務（2021 年改正法施行後の動向と注意点）」をテーマに、実際の承認申請案件を紹介しながら実務上影響が出ている主要な改正点や承認申請の際の注意点等について、ブリスバン日本商工会議所開催の勉強会にて講演を行いました。

講演の内容は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

ウェビナー開催のご報告：「2021年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」（2021年6月22日）

加納弁護士が、2021年6月22日に、ウェビナー形式にて「2021年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」をテーマに、講演（メルボルン日本商工会議所との共催）を行いました。解説した主なトピックは、以下のとおりです。

- ▶ 2021年の外資買収法改正の概要
- ▶ FIRB 承認申請の実務（改正後の傾向と注意点）
- ▶ 法改正前後の実務の状況（ケーススタディーを交えて）

講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)でご覧いただけます。

オーストラリア外国投資規制の変更（改正案第2段のポイント） （2020年10月20日、オンライン）

加納弁護士と山浦弁護士が、2020年10月20日に、「オーストラリア外国投資規制の変更（改正案第2段のポイント）」をテーマに講演（ジエトロ・シドニー事務所と共催）を行い、改正案第2段で公表された、国家の安全に関連する投資の除外証明、政府系投資ファンドによる投資の承認要件の緩和、手数料体系の改正等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)でご覧いただけます。

外国投資規制の変更（2020年8月25日、9月17日、オンライン）

加納弁護士と山浦弁護士が、2020年8月25日に、「外国投資規制の変更」をテーマに講演（西豪州日本人会商工部会と共催）を行い、外資投資規制の主要な改正点と今後オーストラリアに投資する企業が特に留意すべき事項について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。また、講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)にてご覧いただけます。

また、加納弁護士と山浦弁護士が、2020年9月17日に、ジエトロ・シドニー事務所主催の「ジエトロウェビナー：外資投資規制：改正案のポイントについて」において、同様のテーマで講演を行いました。

最近の出版物等

『オーストラリアにおけるビジネス展開』のアップデート

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われたことを受け、本稿における「外国投資」のパートをアップデートしました。アップデートされた本冊子は [こちら](#) からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等（2019年時点）を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接 [メール](#) にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#) にてご購入いただけます。

『日本企業によるオーストラリアへの投資の状況と留意点』（2020）

加納弁護士が、昨今のコロナ危機を踏まえた日本企業による豪州への投資の状況と投資後に留意すべき点を説明した、短い日本語のご案内ムービーです。本動画は、こちらの [リンク](#) からご視聴いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト Jessica Lee
メール：jeslee@claytonutz.com



ロイヤー 嶋田雅
メール：mshimada@claytonutz.com



ロイヤー Kai Priestly
メール：kpriestly@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com